

○気象警報に伴う休講等の取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、武蔵野美術大学(以下「本学」という。)の造形学部、造形構想学部、造形研究科及び造形構想研究科について、気象庁の発表する気象警報により授業の休講及び定期試験の延期(以下「休講等」という。)を行うときの取扱いについて定めることを目的とする。

この取扱基準において、「授業」及び「定期試験」とは、対面授業のことをいい、オンライン授業(リアルタイム型、オンデマンド型等)は除く。

2 造形学部通信教育課程については、別に定める。

(休講等の基準)

第2条 気象庁が多摩北部(小平市)に暴風、暴風雪、大雪のいずれかの警報(注意報を除く。)又は大雨、暴風、暴風雪、大雪のいずれかの特別警報を発表したときの鷹の台キャンパスにおける休講等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 午前6時0分において発表されているときは、1時限及び2時限を休講等とする。
- (2) 午前9時0分において発表されているときは、3時限、4時限及び5時限を休講等とする。
- (3) 午前9時0分より後に発表されたときは、第4条による。

2 気象庁が23区西部(新宿区)に暴風、暴風雪、大雪のいずれかの警報(注意報を除く。)又は大雨、暴風、暴風雪、大雪のいずれかの特別警報を発表したときの市ヶ谷キャンパスにおける休講等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 午前6時0分において発表されているときは、1時限及び2時限を休講等とする。
- (2) 午前9時0分において発表されているときは、3時限及び4時限を休講等とする。
- (3) 午後3時0分において発表されているときは、5時限、6時限及び7時限を休講等とする。
- (4) 午後3時0分より後に発表されたときは、第4条による。

(休講等の掲示)

第3条 休講等の掲示は、本学の掲示、ホームページ又は適切な方法により行う。

(例外)

第4条 次のいずれかに該当するときは、学長は休講等を行うことができる。

- (1) 第2条第1項第3号に該当するとき。
- (2) 第2条第2項第4号に該当するとき。
- (3) 学長が特に必要と認めたとき。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年9月6日から施行する。

附 則

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 4 年 10 月 10 日から施行する。

附則

この基準は、令和 6 年 9 月 18 日から施行する。